

# 3 三重県庁の環境マネジメントシステム (ISO14001)

●環境マネジメントシステムにより環境への負荷を軽減しています

環境への負荷を継続的に改善するため、三重県本庁舎と全ての県民局、そしてその周辺機関に、環境マネジメントシステムISO14001を導入して取り組んでいます。

## (1) ISO14001適用範囲

三重県庁では、循環を基調とし、人と自然が共にある環境の保全と創造に向けた継続的な改善に取り組むため、平成12年2月23日に本庁舎とその周辺機関でISO14001の認証を取得しました。

その後、平成13年3月30日には、その範囲を全ての地域機関(北勢県民局、津地方県民局、松阪地方県民局、南勢志摩県民局、伊賀県民局、紀北県民局及び紀南県民局)に拡大し、平成14年度には更新登録しました。特に更新システムでは、全ての部局において、「環境に有益な事業(64事業)」を環境目的・目標に定め、地球温暖化防止など、地球規模の環境保全や改善を積極的に進めていくこととしました。

平成16年度は、環境教育の充実及びシステムの効率化を進めています。

## (2) 職員の環境教育

### ●組織内での研修

ISO14001を運用し、継続的に環境負荷低減を図っていくため、研修計画に基づき、本庁及び各県民局で研修を実施しました。



新規異動職員研修

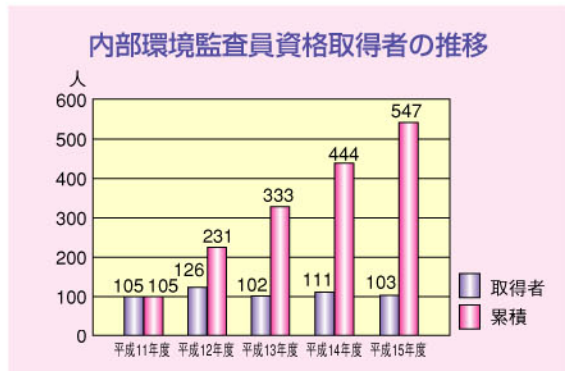
各部局で環境推進会議を開き、情報交換を活発に行っています。(紀北県民局)

### ●外部研修機関による研修

ISO14001を運用するためのキーパーソンとなる職員は、外部研修機関の研修を受講してスキルアップを図っています。

総括環境推進員と環境推進員は、内部環境監査員の資格取得研修を、また、事務局担当職員は、システム構築研修や審査員研修など、さらに高度な研修を受講しています。

なお、平成15年度には新たに103名の職員が内部環境監査員資格を取得し、平成11年度からの累積有資格者は、547人になりました。



## (3) 環境に関する法規制等の遵守

環境に関する法規制を遵守するため、定期的な監視測定を行っています。

三重県庁の各庁舎には、ボイラーや冷温水発生機、浄化槽などの環境法令の適用を受ける設備があります。

これらの設備については、各々の法基準を遵守し、設備毎に監視測定の計画を立てたうえで定期的に排気、排水や騒音等の監視測定を行うといった運転管理をしています。

また、廃PCB(ポリ塩化ビフェニル)機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCBの流出がないか定期的にチェックしています。

平成15年度は、本庁及び県民局において、全ての項目について法規制等が遵守されていることが確認されました。

### 法規制を受ける主な設備及び規制法令

- ボイラー、冷温水発生機：大気汚染防止法
- 浄化槽：水質汚濁防止法、浄化槽法
- 送風機：騒音規制法
- ゴミ、廃PCB機器：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- オイルタンク：消防法



本庁舎合併処理施設(浄化槽)の処理水が適正状態であるかを測定しています。

## (4) 環境監査

内部環境監査及び外部審査では、環境管理のシステムが有効に機能していることが確認されました。

ISO14001のシステムでは、各組織の作成した環境管理の計画が規格に合っているか、また、計画どおり実施されているかを点検し、必要に応じ是正することが要求されています。

その点検には、組織内部で行う内部環境監査と第三者機関による外部審査があります。

平成15年度の実施結果は以下のとおりです。

### ●内部環境監査

平成15年度の内部環境監査を、平成15年11月14日から28日までの間に、本庁及び全ての県民局で実施しました。

その結果、59件の指摘事項と、15件の推奨事項(良い点)がありました。

なお、平成16年1月16日までに指摘に対する是正を完了しました。



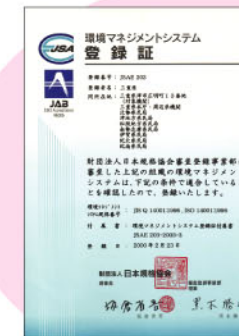
県民局事務局監査(紀北県民局)(内部環境監査)

### ●外部審査(定期維持審査)

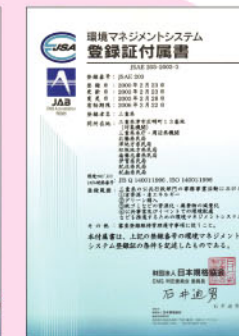
平成16年1月19日から21日の3日間にわたって財団法人 日本規格協会(JSA)の3名の審査員により本庁及び全ての県民局で定期維持審査が実施され、登録継続が承認されました。



知事へのトップインタビュー(外部審査)



登録証



登録証付属書

### 基本理念

「環境の世紀」21世紀においては、資源は有限であり地球は変化するという認識のもと社会経済活動や市民生活を推進し、切り替えるための事業改革、ライフスタイルの転換、新たな環境ビジネスの創出といった変革が求められており、これを促す創造的な環境政策を講ずる必要があります。

こうしたことから、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会システムの構築を進めるため、環境と経済を両輪でとらえた高度な高い「環境経営」を推進するとともに豊かな自然環境を保全し、次世代に誇れる三重の環境づくりをめざします。

これまでの3年間の環境マネジメントシステムの運用実績に基づき、事務事業の継続的改善に取り組みるとともに、1977年の京都議定書に基づく地球温暖化防止の推進など、地球規模の環境問題にも実効性のある環境政策システムを確立し、環境の保全・創造活動を推進します。

また、こうした活動や環境の状況に関する情報を積極的に公開・提供し、県民、NPO、事業者、市町村の協賛と協働し、環境先進県にふさわしい地域づくりを推進します。

### ISO14001 環境方針

環境先進国づくりの基本は、生態系の維持、保全を基調とした循環型社会の構築にあると認識し、自らが行う事務事業活動が自然もしくは、歴史的に築かれた環境に配慮し、改善していくため、以下の方針に基づき、地球環境を視野に入れた環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行い、積極的に行動します。

- 1 三重県環境基本計画に基づき、「①資源を基調とした持続可能な社会の構築」、「②人と自然が共にある環境の保全」、「③やさしくとらえたいのある持続可能な環境の構築」、「④環境保全活動への参加と協賛」の観点において環境に配慮した活動の実施に努めます。
- 2 全ての部局において、地球温暖化防止など地球規模の環境保全や改善を積極的に推進していきます。
- 3 自らの事務事業活動における環境負荷低減について、3年間の振り返りを実施し、引き続き改善に努めます。
- 4 オフィス活動においては、引き続き省資源、省エネルギー化を図るとともに、グリーン購入や紙ごみなどの削減、廃棄物の減量を図り、環境負荷の低減に努めます。
- 5 公共事業やイベントについては計画段階から環境に配慮して実施します。
- 6 環境関連法規等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 7 環境方針及び環境目的・目標の達成状況は、内外に開示し、誰もが入手できるようにします。

2003年4月21日 三重県知事 豊田昭彦

ISO14001